

1. 議事日程

〔平成23年第2回安芸高田市議会6月定例会第17日目〕

平成23年 6月29日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第53号 安芸高田市暴力団排除条例
日程第3 議案第58号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第59号 安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例
日程第5 議案第60号 財産の無償譲渡について【西土手住宅集会所関係】
日程第6 議案第61号 財産の無償貸付について【西土手住宅集会所関係】
日程第7 議案第63号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）
日程第8 発議第4号 東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求める意見書について
日程第9 発議第5号 教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
日程第10 議会広報特別委員の辞任について
日程第11 閉会中の継続審査及び調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	前重昌敬	2番	石飛慶久
3番	児玉史則	4番	大下正幸
5番	和田一雄	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	穴戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番 穴戸邦夫 10番 山本優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
建設部長兼公営企業部長	河野正治	教育次長	沖野和明
消防長	光下正則	会計管理者	森川薫
八千代支所長	藤本宏良	美土里支所長	小笠原義和
高宮支所長	藤井静雄	甲田支所長	益田茂樹
向原支所長	岡崎賢志	総務課長	杉安明彦
行政経営課長	西岡保典	政策企画課長	山平修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	立田昭男	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介

~~~~~○~~~~~  
午前 10時00分 開会

- 藤井議長 ただいまの出席議員は20名です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において9番
穴戸邦夫君及び10番 山本優君を指名いたします。
続いて、本定例会の運営について、本日、議会運営委員会を開き御協
議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 金行
哲昭君の報告を求めます。

- 金行議会運営委員長 報告します。
本日の会議の運営につきまして議会運営委員会を開き、次のとおり決
定しましたので、報告いたします。
追加案件等3件の協議を行い、発議第4号、発議第5号につきましてそ
れぞれ提案理由説明後、質疑討論採決を行います。続いて、和田議員の
議会広報特別委員会の委員会辞任につきましては、本人の除斥後、辞任
についての採決を行います。
以上、報告を終わります。

- 藤井議長 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第53号 安芸高田市暴力団排除条例

- 藤井議長 日程第2、議案第53号「安芸高田市暴力団排除条例」の件を議題と  
いたします。  
本案は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長よ  
り委員会の報告を求めます。  
総務企画常任委員長 秋田雅朝君。

- 秋田総務企画常任委員長 おはようございます。  
総務企画常任委員会委員長報告を行います。  
平成23年6月13日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を、  
次のとおり報告いたします。  
付託のあった1議案について、6月22日に総務企画常任委員会を開催し、  
慎重に審査を行いました。  
議案第53号「安芸高田市暴力団排除条例」は、暴力団が市民の生活や  
事業者の事業活動に脅威を与えている現状にかんがみ、安芸高田市から  
の暴力団排除に関し、基本理念を定めるとともに、市及び市民等の役割  
を明らかにし、暴力団排除のために講ずべき措置等を定め、暴力団の排  
除を推進し、もって、市民の安全で平穏な生活確保、社会経済活動の健  
全な発展に寄与することを目的とするものです。

委員から、「市民等の役割が定められているが、市民は、相手が暴力団員かどうか分からない。どのように判断するのか」との質疑があり、執行部から「警察署へ照会し、警察の把握している情報により判断するもので、いわゆる服装や身だしなみなどで判断するものではない」との答弁がありました。

また、委員から、「警察署と連携して市民をサポートし、市民が安心して暴力団との関係を断っていけるよう、啓発、連携をしっかりとりたい」との要望があり、「今後、あらゆる機会、広報媒体等を通じて条例の浸透を図っていく」「何かあればすぐ、所轄の安芸高田警察署と連携しながら、適切な措置を取っていききたい」との答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○藤井議長 これをもって委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第53号「安芸高田市暴力団排除条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第58号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第59号 安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例

日程第5 議案第60号 財産の無償譲渡について【西土手住宅集会所関係】

日程第6 議案第61号 財産の無償貸付について【西土手住宅集会所関係】

○藤井議長 日程第3、議案第58号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件から日程第6、議案第61号「財産の無償貸付について【西土手住宅集会所関係】」までの4件を一括して議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 前川正昭君。

○前川産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成23年6月13日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を、次のとおり報告いたします。

付託のあった建設部所管の議案は4議案あります。6月24日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いました。

議案第58号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」は、管理の委託について、民間の手法を用いて市営住宅の運営と、今後の人員適正化計画による職員減に対応していくために、指定管理者による管理ができるよう条例改正をするもの、及び安芸高田市営住宅条例に規定している市営住宅の名称及び位置を削除するものです。

議案第59号「安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例」は、市営住宅を除く、特定公共賃貸住宅、若者定住促進住宅、若者用マンション、市有住宅についても指定管理者による指定管理ができるよう条例の一部を改正するものです。

議案第60号「財産の無償譲渡について【西土手住宅集会所関係】」は、市営西土手住宅の廃止に伴い、敷地内にありました西土手住宅集会所を西土手上自治会へ無償譲渡するものです。

議案第61号「財産の無償貸付について【西土手住宅集会所関係】」は、市営西土手住宅6棟10戸を解体し、西土手住宅集会所を含めたその跡地、1274,62平方メートルを西土手上自治会へ無償貸付するものです。

委員から、「貸し付け期間を30年とされているが、どのような根拠に基づいて設定されたのか」との質疑があり、「借地借家法の中で、借地権の存続期間として30年とすることが定められており、また安芸高田市財務規則においても、普通財産の貸し付け期間を30年と定められているためである」との答弁がありました。

これら4件の議案につきまして、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○藤井議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。なお、質疑は議案番号を指定して行ってください。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、議案第58号から議案第61号までの4件に対する一括討論を行います。

本案4件に対する討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより本案4件を個別に採決いたします。

まず、議案第58号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案59号「安芸高田市営特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正
する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案60号「財産の無償譲渡について【西土手住宅集会所関
係】」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第61号「財産の無償貸付について【西土手住宅集会所関
係】」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第63号 平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

○藤井議長 日程第7、議案第63号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第2  
号）」の件を議題といたします。  
本案は、予算常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を  
求めます。

予算常任委員長 赤川三郎君。

○赤川予算常任委員長 予算常任委員会から報告をいたします。  
平成23年6月13日付で、本委員会に付託されました議案の審査結果を、  
次のとおり報告いたします。

付託されました議案について、6月14日委員会を開催し、市長及び教  
育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。  
付託を受けた議案第63号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算  
（第2号）」は、歳入歳出ともにそれぞれ4,577万7,000円を追加し、予  
算総額を225億6,367万7,000円とするもので、関係する部局は、総務部、

企画振興部、福祉保健部、産業振興部、教育委員会でありました。

歳出の主なものは、総務部において、防犯灯のLED化に伴う設置補助金が2,255万円の増額、産業振興部において、有害鳥獣被害対策のワイヤーメッシュ防護さくの整備、地産地消の推進に係る業務委託料、ジビエ加工施設整備や高宮レインボーファーム移転等に係る修繕費が1,535万9,000円の増額、東日本大震災被災地の人的支援に要する経費として266万4,000円の計上などが提案されました。

歳入歳出それぞれ慎重に審査し、金額、内容、緊急性など適正であると判断し、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○藤井議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。  
ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第63号「平成23年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件を起立により採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 発議第4号 東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求める意見書について

○藤井議長 日程第8、発議第4号「東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田総務企画常任委員長 発議第4号「東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求める意見書」について提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の総務企画常任委員会における審査案件「東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求める要望書」について、6月22日に委員会を開催

し、慎重に審査を行いました。委員より、原発の今後のあり方、あるいは電力を含めて、今後のあり方の方向づけがまだまだ明確にはなっていないが、今回の震災を受けて、やはり議会の意思として、エネルギー政策の見直しを含め、住民の生活と健康を守るべく、意見書として提示すべきである、との意見がありました。

審査の結果、本要望書については、国に対応を求める意見書を提出することとし、1. 福島原発事故において、事態の早期収束を国及び電力会社に求めるとともに、全国の住民へ、放射線の影響等に関する情報を迅速かつ正確に提供すること。2. 原発建設にかかわる審査基準を早急に見直すこと。また、現行の基準のもとで、原子炉設置を許可しないこと。3. 原発に依存するエネルギー政策を早急に見直すこと。4. 地方の特徴を生かした発電方式が促進できるよう、事業への補助を早急に実行すること。広島県においては、落差の大きい河川が多い地形を生かした小水力発電が促進できるよう、事業に関する補助を求める、等を求める意見書を、政府関係機関に対し提出するものです。

何とぞ議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第4号「東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

日程第9 発議第5号 教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を  
求める意見書について

○藤井議長 日程第9、発議第5号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を  
求める意見書について」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読は省略いたします。提出者から提案理由の説明を  
求めます。  
文教厚生常任委員長 青原敏治君。

○青原文教厚生常任委員長 発議第5号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を  
求める意見書について」提案理由の説明を行います。  
本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件「教育予算を



増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出に関する陳情」について、6月23日に委員会を開催し審査した結果、採択をいたしました。この陳情の趣旨を踏まえ、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について国庫負担率を2分の1に還元することを含め制度を堅持すること。学校施設整備費、就学援助奨学金、学校通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することなどについて、求める意見書を政府に対して提出するものあります。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第5号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議会広報特別委員の辞任について

○藤井議長 日程第10、「議会広報特別委員の辞任について」の件を議題といたします。本定例会中におきまして、和田一雄議員から議会広報特別委員の辞任願が提出されました。

本件について、和田議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、本件審査終了まで退席を求めます。

(和田議員 退席)

○藤井議長 和田議員から、一身上の都合により平成23年6月28日付で、議会広報特別委員を辞任したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、和田一雄議員の議会広報特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

和田議員の入場を許可いたします。

(和田議員 入場)

~~~~~○~~~~~

午前 10時29分 休憩

午前 10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
お諮りいたします。この際、「議会広報特別委員の選任」の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、「議会広報特別委員の選任」の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議会広報特別委員の選任について

○藤井議長 追加日程第1、議会広報特別委員の選任の件を議題といたします。  
本件は、和田一雄議員の委員辞任に伴い、委員会において定数に欠員を生じたことから、選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、18番 亀岡等君を議会広報特別委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、亀岡等君を議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 閉会中の継続審査及び調査の件について

○藤井議長 日程第11 閉会中の継続審査及び調査の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配布しておりますとおり、議会運営委員長及び各常任委員長から、閉会中の継続審査及び調査について、会議規則第102条の規定による申し出がありました。これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、「閉会中の継続審査及び調査の件について」は、委員長から申し出を承認することに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

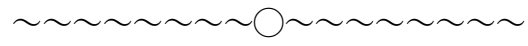
これにて平成23年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

なお、浜田市長からごあいさつの申し出がありましたので、ここで許可をいたします。

○浜田市長 13日から今日まで17日間、長期に渡りまして慎重な御審議を賜りありがとうございました。

議員の皆様方から承りました御意見は今後の行政に活かしてまいりたいと考えております。今後とも、御指導のほどよろしくお願いいたします。

す。どうもありがとうございました。



午前 10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員